

笠間市告示第 1 2 号

平成 1 9 年第 2 回笠間市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 1 9 年 1 月 2 3 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 . 期 日 平成 1 9 年 1 月 3 0 日 (火)

1 . 場 所 笠間市議会議場

1 . 付議事件 議案第 3 号 笠間市友部駅南北自由通路の設置及び管理に関する条例
議案第 4 号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例
議案第 5 号 笠間クライナガルテンの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

平成19年第2回笠間市議会臨時会会期日程

	月 日	曜日	会議名	議 事
1	1月30日	火	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

平成19年第2回
笠間市議会臨時会会議録

平成19年1月30日 午前10時01分開会

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 助 教 育 長	山 口 伸 樹 君
市 長 公 室 長	石 川 和 宏 君
総 務 部 長	飯 島 勇 君
市 民 生 活 部 長	永 井 久 君
保 健 福 祉 部 長	畑 岡 洋 君
産 業 経 済 部 長	野 口 直 人 君
都 市 建 設 部 長	加 藤 法 男 君
上 下 水 道 部 長	青 木 繁 君
教 育 次 長	澤 島 守 夫 君
福 祉 事 務 所 長	早 乙 女 正 利 君
行 政 改 革 推 進 室 長	塩 田 満 夫 君
笠 間 支 所 長	保 坂 悦 男 君
岩 間 支 所 長	仲 村 洋 君
消 防 長	寺 崎 滋 君
会 計 課 長	成 田 均 君
	青 木 昭 一 君
	郡 司 弘 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	飛 田 信 一
係 長	山 田 正 巳

議 事 日 程

平成 19 年 1 月 30 日 (火曜日)

午 前 10 時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

- 日程第3 議案第3号 笠間市友部駅南北自由通路の設置及び管理に関する条例
議案第4号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第5号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第3号 笠間市友部駅南北自由通路の設置及び管理に関する条例
議案第4号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第5号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

午前10時01分開会

開会の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は26名であります。本日の欠席議員は4番野口 圓君、8番西山 猛君であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第2回笠間市議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 直ちに、本日の会議を開きます。

市長あいさつ

議長（石崎勝三君） ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成19年第2回笠間市議会臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私ともご多忙のところ、臨時会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、今臨時会におきましては、議案3件のご審議をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつといたします。

議長（石崎勝三君） ただいま8番西山 猛君が着席いたしました。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を要請した者及び議会議務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、3番蛭澤幸一君、5番藤枝 浩君を指名いたします。

会期の決定について

議長（石崎勝三君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期につきまして、去る1月19日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長より、ご報告をいただきたいと思っております。

委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

議会運営委員長（市村博之君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、1月19日委員会室において全委員のほか議長の出席を得て、平成19年第2回市議会臨時会の会期及び議事日程等について協議をいたしました。

今回の臨時会に上程される議案は、条例制定1件、条例改正2件の3議案であるため、会期を本日1月30日の1日とすることに決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（石崎勝三君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、今臨時会の会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

議案第 3 号 笠間市友部駅南北自由通路の設置及び管理に関する条例

議案第 4 号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（石崎勝三君） 日程第 3、議案第 3 号 笠間市友部駅南北自由通路の設置及び管理に関する条例と、議案第 4 号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第 3 号 笠間市友部駅南北自由通路の設置及び管理に関する条例及び議案第 4 号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、JR 友部駅の橋上化工事の完成に伴い、友部駅南北自由通路、友部駅北口広場を公の施設として条例に明記するものであります。内容につきましては都市建設部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長澤島守夫君。

都市建設部長（澤島守夫君） 自席から説明させていただきます。

〔発言する者あり〕

議長（石崎勝三君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 09 分休憩

午前 10 時 10 分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設部長澤島守夫君。

都市建設部長（澤島守夫君） それでは、議案第 3 号 笠間市友部駅南北自由通路の設置及び管理に関する条例について、ご説明申し上げます。

平成16年度から整備を進めてまいりましたJR友部駅の橋上駅舎及び南北自由通路が、ことしの3月4日に供用の運びとなりましたので、市の施設である自由通路の管理及び利用等について、供用開始に当たり規定を定めるものでございます。

次に、内容についてご説明させていただきます。

第1条では、設置の目的を定めておりまして、友部駅の南側と北側の駅前広場を機能的に結び、歩行者の通行の利便を図るとともに、快適な都市環境を実現するため、友部駅南北自由通路を設置するものでございます。

第2条では、名称及び位置の指定でございます。名称は友部駅南北自由通路とし、位置については、笠間市大田町1615番地2から笠間市南友部1966番地55までといたします。

第3条では、施設の区域を定めておりまして、鉄道施設以外の区域での通路でございます。すなわち、階段、エレベーター及びエスカレーターを含むものでございます。それに、電気室、公衆便所、その他の附属する施設部分を管理する区域とするものでございます。

第4条から第6条までについては、自由通路内での行為の禁止や行為の許可要件を定めているものでございます。

第8条では、原状復旧等について、第9条では施設及び設備などに損害を与えた場合の賠償についての規定でございます。

第10条では、管理者として自由通路の利用の禁止や制限ができる旨を定め、第11条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則をもって定めることを規定したものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第4号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、既に岩間駅西広場を対象に運用されておりますが、このほど友部駅北口広場を対象に追加するため、条例第2条の設置及び施設の名称に「友部駅北口広場」を追加すべく、表を次のように改めるものでございます。

名称の欄でございますが、岩間駅西広場の次に「友部駅北口広場」を追加し、位置としましては、笠間市下郷4439番地176の次に「笠間市南友部1966番地55」を追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番大関久義君。

18番（大関久義君） 笠間市の南北自由通路の設置及び管理に関する条例の中で、第4条の（2）、ポスター、看板その他これらに類するものを掲示することということにな

っておりますが、例えば市の方で、市のこういう行事がありますと。例えば陶炎祭があるとか、笠間の菊まつりがあるとか、あるいは市のそういう催事があった場合に、市側はこういう通路を利用して掲示をする場所を設置することはしないのですか。一切ポスター、看板等は掲示をすることはできないということは、普通の人がやってはいけないということなのか、そういう場所をつくるのかどうか、そういうことをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（石崎勝三君） ただいま4番野口 圃君が着席いたしました。

都市建設部長澤島守夫君。

都市建設部長（澤島守夫君） 第4条の禁止行為は、いわゆる一般の方に対して、こういったことを禁止しようということにしております。その中でも次の第5条になりますが、公益上必要性があって、なおかつ歩行者の通行に支障がないというものについては、市長が許可することになっております。

ただ、この管理者としての市の立場からしますと、これは管理者として必要なものはお知らせするような場所をきちっと設けた上で、そういった住民サービスの一環としてできるように運用してまいりたいと思っております。

議長（石崎勝三君） 大関久義君。

18番（大関久義君） そうすると、市の方ではそういう掲示場所を設けるということですか。最初から設置はしないと、計画の中に入っていないということですか。それとも、すべてのこういう条項にはありますが、市長が認める限りはそれらはいいいという項目がほとんどの条文に、条例に入っていますよね。市長が認めた場合はその限りではないという部分がありますが、そういうものを最初から設置するのか、それともしないのか、その辺のところをお聞かせください。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長澤島守夫君。

都市建設部長（澤島守夫君） おっしゃられていることは、公共掲示板みたいなものをイメージされているかと思えます。それについては、まだ私の方も具体的な議論をしておりません。供用までには、そういったものについて説明させていただきたいと思えます。

議長（石崎勝三君） 18番大関久義君。

18番（大関久義君） いわゆる通路というのは公共性がありますので、市の広報等の広報活動ができるようなものは、ぜひ設置していただきたいと要望しておきます。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君。

9番（村上典男君） 今の大関議員の関連ですが、特定の企業あるいは一般の企業が、自社のPRあるいは商品のPRをするようなポスターなり看板なりの設置を希望した場合、その場合に費用は発生しますか。あるいは市には直接関係ないとしても、例えば観光のPR、そういうものを民間の団体等で行った場合に費用は発生するのかどうか、その辺の考え方を伺いたいなと思えます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長澤島守夫君。

都市建設部長（澤島守夫君） その判断につきましては、この条例の第5条をもって判断することになるかと思います。この5条の記述をちょっと読ませていただきますが、「公益上特に必要があり、かつ、歩行者の通行に支障がない」というのが一つの判断基準になっております。したがって、一般の企業のポスター等については、最初の条文で少し難しいのかなと考えます。また、いわゆる観光協会等の観光ポスターといったものについては、公益性というのが認められる要素が多々あると思います。

今の段階ではそういう状況ですけれども、具体的にそういう話が上がりますれば、きちんとその辺は審査させていただくということになるかと思えます。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君。

9番（村上典男君） 言い方を変えますが、費用が発生するのかというのではなくて、市の収入になり得ますかと、私は聞きたかったのですよ。要するに、市の財産として通路をつくるわけですので、1円でも2円でも収入があれば市はいいわけですので、もし一般の企業が、そういうPR等のポスター等を掲示したいと希望したときに、市はそれを収入源とすることができますかと聞いたのです。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） ただいまの村上議員の質問にお答えしたいと思いますが、南北自由通路はあくまでも市の管理になりますので、市の考え方で、料金を取るも取らないも判断できるものと思っております。

市としては、これに限らずいろいろ公告媒体を市の公共の施設だの、例えば封筒だの、そういうものに取り込んでいこうという考えで、今、基準づくりをやっておりますので、そういうものと対比して妥当であれば、当然料金を取って料金収入を上げるという考え方も一つだと思いますので、その辺も含めて検討をさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（石崎勝三君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37第3項の規定により、委員会の付託を省略し直ちに討論、採決をいたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（石崎勝三君） 日程第4、議案第5号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第5号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

笠間クラインガルテンは、現在、施設の一部に指定管理者制度を導入しておりますが、今後、施設の全部を指定管理者制度の対象とするために、条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては産業経済部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） それでは、議案第5号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、施設の一体的な運営を図るため、改めて指定管理者制度を導入いたしたく本案を提出するものであります。

詳細につきましては、別紙の条例改正議案の概要説明書の2ページによりましてご説明申し上げます。

2段目に改正の概要がございます。今回の改正により、滞在型市民農園を含めまして、笠間クラインガルテンのすべての施設に対し指定管理者制度の導入を可能とするものであります。

改正箇所でございます。第14条になります。指定管理者による管理及び運営の部分でございます。指定管理者に行わせることができる施設を「農産物販売所」・「そば処」から「クライנגアルテンの全施設」に改正するものでございます。

第14条第2項になります。業務の範囲を改正するものでございまして、右側に旧、そして左側に新としてございます。旧では、(1)農産物販売所・そば処の管理運営に関する事、(2)農産物の販売に関する事、(3)飲食物の提供に関する事、から左側に移りまして、(1)クライングアルテン全施設の管理運営に関する事、(2)では宿泊施設付き市民農園及び市民農園に関する事、(3)から(7)まで以下のようなことでございます。

第14条第4項の改正でございます。指定管理者に収受させることができる収入の規定を改正する部分でございます。旧では、農産物販売の手数料の部分でございまして、新では(1)としまして施設の利用料金、(2)では施設使用料を新たに2件付加するものでございます。

なお、附則としまして、この施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(石崎勝三君) 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

7番鈴木貞夫君。

7番(鈴木貞夫君) 2点お尋ねしたいと思います。

この料金の問題ですが、だれが決定するのか。また、これは議会で諮られるのかどうかということですね。今の宿泊施設その他もありますから、そういうことも含めて料金の問題です。

それと事業計画や予算、決算、それはどういう形で議会で報告されるのか。また議会の議決が必要なのか、その辺について。

議長(石崎勝三君) 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長(青木 繁君) 鈴木(貞)議員から2件質問がございました。

一つは、料金の設定でございます。この料金につきましては、滞在型市民農園の40万円の部分と、それから、日帰り市民農園の1万円の部分を指しているのかと思います。これにつきましては、設置管理条例の中で金額までは出してございません。これは市の方の予算の中で進めて決定して、収支の中で進めているものでございます。

予算と決算につきましては、最終的には予算特別委員会で提案をし、さらに決算委員会の中で報告をするというものでございます。

以上でございます。

議長(石崎勝三君) 7番鈴木貞夫君。

7番(鈴木貞夫君) そうすると、この施設の管理料の今言われた宿泊施設とあれの間

題というのは、具体的には、指定管理者が自由に決めるということとはできないと考えているわけですね。

それともう一つ、その事業計画、予算決算というのは議会に報告されて決議されると、そういうことで確認してよろしいですか。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 設置管理条例の中で、金額の決定につきましては、市の方のあくまでも施設でございます。管理運営を委託するという事の中での単価設定がございまして、これについても、市の方と協議をしながら進めていくということでございまして、料金が設定されるということになります。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） はい、わかりました。

議長（石崎勝三君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成19年第2回笠間市議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石崎勝三

署名議員 蛭澤幸一

署名議員 藤枝浩